平成２６年（フ）第１１６７号
京都府向日市寺戸町修理式23番地の３　岡崎グリーンハイツ105、前住所京都府向日市上植野町落堀９番地の８
債務者　髙坂　紀賢
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７１号
京都市中京区西ノ京月輪町18番地の11
債務者　染の太田屋こと太田染工こと　太田義彦
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７６号
京都市北区西賀茂大道口町92番地
債務者　徳田　悦子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１５号
京都市伏見区向島立河原町24番地
債務者　立石　和代
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２０号
京都市右京区太秦帷子ケ辻町26番地３　ＨＥＲＳＥ　Ｄ’ＯＲ211号、前住所京都市右京区嵯峨野西ノ藤町７番地７
債務者　菅河　則子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２１号
京都市伏見区深草西浦町７丁目18番地２　フォーブル深草108
債務者　赤井　康孝
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目11番地の１リバーサイド武庫川301
債務者　坂元智恵子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４３号
奈良県天理市前栽町12番地　サンルピナス石井103号室
債務者　水野　雅史
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２３号
鳥取県鳥取市西品治825番地14　サンライト城北Ａ―102号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂１丁目７番２号　かみねマンション201号
債務者　澁谷こずえ
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１５号
鳥取県米子市内町137番地　ヒロエコーポ101号、前住所鳥取県米子市皆生６丁目３番29号
債務者　安本　寿子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３１１号
愛媛県松山市土居田町494番地７　高橋ビル３Ｆ
債務者　山岸　弘一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１６号
愛媛県松山市小栗６丁目８番５号
債務者　信藤　茂美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１７号
愛媛県松山市北斎院町384番地17
債務者　松崎美佐子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２０号
愛媛県伊予市下吾川1971番地の11
債務者　徳野　剛士
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９６号
佐賀市大和町大字池上3595　木下アパート104号室、住民票上の住所佐賀県多久市北多久町大字小侍4542番地14
債務者　野中　隆司
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5347番地　メゾンレフォール102
債務者　松田　　栄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
佐賀県神埼市神埼町鶴2950番地２かんざき日の隈寮
債務者　秋永　裕丈
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係